

神奈川県放課後児童支援員認定資格研修講師等代替職員雇用費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要な知識・技能を習得し、有資格者となるための神奈川県知事(以下「知事」という。)が行う研修(以下「認定研修」という。)の円滑な実施に資するため、県が認定研修の講師となる放課後児童支援員の派遣を放課後児童クラブに依頼する場合に、当該放課後児童支援員の代替職員の雇用経費を同クラブに補助することについて、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、放課後児童クラブに関わる現任の職員の質の向上を図るとともに、放課後児童支援員認定資格研修の実施や放課後児童クラブの円滑な運営に伴い、更なる人材の確保を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象は、平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」に定める「放課後児童支援員等研修事業」の「放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県認定資格研修ガイドライン)」の講師(以下「研修講師」という。)及び「健全育成指導者養成研修(都道府県認定資格研修講師養成研修)」の受講者(以下「養成研修受講者」という。)の代替職員を雇用する事業とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、予算の範囲内で、次により算出された額の合計額とする。

- (1) 別表1に定める基準額と放課後児童支援員等研修事業に必要な賃金の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を得なければならない。

- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、別紙第2号様式による申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙第5号様式により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。
- (9) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（暴力団排除）

第6条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に

該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

- 2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする研修講師又は養成研修受講者の所属する放課後児童クラブの代表者（以下「代表者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、代表者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(申請手続)

第7条 代表者は、別紙第1号様式による申請書を別に定める日までに知事に提出するものとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあつて、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下、同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(変更申請手続)

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第7条に定める申請手続きに従い、別紙第3号様式による申請書および関係書類を別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

第9条 この補助金の交付までの標準的期間は、次のとおりとする。

- (1) 県は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。
- (2) 代表者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に付して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第10条 知事は、必要があると認める場合においては、県の支出執行計画承認額の

範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

第11条 代表者は、事業実績報告について、翌年度4月末日（第5条（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）までに別紙第4号様式による報告書を知事に提出するものとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 知事は交付額を決定したときは、代表者に対し、別紙第6号様式により、速やかに確定の通知を行う。

(補助金の返還)

第13条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第5号様式）により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 特別の事情により第4条、第7条、第8条及び第11条に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則

この要綱は、平成28年7月25日から施行する。ただし、平成28年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年6月28日から施行する。ただし、平成29年4月1日から

適用する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年11月18日から施行する。